

和歌山県地域交通物価高騰対策支援金 QA

【バス事業者・タクシー事業者用】

令和7年7月1日作成

問合せ内容		回 答
(1)申請方法について		
1	申請書を直接持ち込みたい。	直接の持ち込みは受付できません。郵送で申請してください。
2	申請書を電子メールで送付してもよいか。	電子メールによる申請は受付できません。郵送で申請してください。
(2)交付対象者について		
1	本社は県外だが対象となるか。	本社が県外であっても、県内に営業所を有している場合は支援金の対象となります。ただし、県内の営業所に配備している車両のみが支援金の対象となります。
2	一般乗用旅客自動車運送事業と一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の2事業を営んでいるが、支援金の対象となるか。	対象となります。ただし、福祉輸送限定車両は支援金の対象外となります。
3	国の支援金や県の他の支援金を既に受けている場合でも、支援金の申請は可能か。	本支援金は国・県の各種支援金とは別の制度ですので、支援金を受けることは可能です。
4	今後、申請締切日までに新規で対象事業を始めようと考えているが、支援金の対象となるか？	本支援金は令和7年3月31日時点で県内の営業所において事業許可又は届出に記載している車両数を上限として、「令和7年7月1日時点」で和歌山県内の営業所に配置されている事業用自動車の台数に応じて支援しますので、対象外となります。
5	申請者ごと（1社単位で）に支援額の上限はありますか。	申請者ごとの支援額の上限はありません。対象車両の台数によって支援額が決定されます。
6	県内に複数事業所がある場合、事業所ごとに申請しても良いか	事業所ごとではなく、事業者ごとに申請してください。同一の事業者で、県内に複数事業所がある場合は、複数事業所分をまとめた上で、申請してください。
(3)対象車両について		
1	県外の営業所に配置する車両は対象となるか。	対象外です。県内営業所に配置する車両のみが対象となります。
2	市町村のコミュニティバスに使用する車両は対象となるか？	市町村コミュニティバス（乗合タクシー含む）の専用車両は対象外です。
3	特定旅客自動車運送事業に使用する車両は対象となるか。	特定輸送の専用車両は対象外です。交付要綱第2に規定する乗合バス事業、貸切バス事業、タクシー事業の用に供する車両（以下、「事業用車両」という。）が対象となります。
4	福祉輸送限定車両は対象となるか。	福祉輸送限定車両は対象外です。
5	自動車検査証の有効期間が満了(令和7年7月1日時点)している車検切れの車両は対象となるか？	対象外です。
6	県内の営業所にある他都道府県ナンバーの車両は対象となるか？	対象外となります。
7	リース車両は対象となるか？	車検証の使用者欄に申請者名の記載があり、また、自動車運送車両法に基づき、運輸支局に届出ている和歌山県内の営業所に配置・登録した事業用自動車（道路運送法5条）であれば対象となります。
8	割賦により所有権留保されている車両は対象となるか？	車検証の使用者欄に申請者名の記載があり、また、自動車運送車両法に基づき、運輸支局に届出ている和歌山県内の営業所に配置・登録した事業用自動車（道路運送法5条）であれば対象となります。
(4)申請手続きについて		
1	申請書に押印は必要か。	押印は不要です。
2	同じ法人でバス事業とタクシー事業の両方を経営しているが、申請はそれぞれ行うべきか。	1度の申請でバス事業分及びタクシー事業分を併せて申請してください。
3	申請書に添付することとなっている振込口座の確認書類について、ネットバンキングのように紙媒体の通帳がない場合、どうすればよいか。	電子通帳（Web通帳）等で、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピー等、「銀行名・支店名」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人」が確認できるものを提出してください。
4	申請書類を手書きで作成して申請することは可能か。	可能です。
5	添付する車検証の写しの枚数が多くなる場合、複数枚をサイズを縮小するなどして、A4サイズ1枚にまとめてコピーし提出することは可能か。	複数枚の車検証をA4サイズ1枚にまとめて提出いただいても差し支えありません。ただし、記載されている情報が確認できる大きさとしてください。
6	令和5年1月4日以降に車検を受け、電子化された新たな車検証を交付されたため、記載されている情報が少ないが問題ないか。	令和5年1月4日以降に車検を受け、電子化された新たな車検証を交付された場合、当該車検証ではなく、同時に交付された「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。
7	役員名簿に記載する役員は社外取締役も含まれますか。	社外取締役についても記載してください。
8	車検証を紛失した場合、どうすれば良いですか。	車検証を紛失した場合は、管轄の運輸支局に再発行の手続「自動車検査証再交付申請」を行ってください。この支援金の申請にあたっては、再発行した車検証の写しを添付してください。